

## 接続約款変更認可申請書

西設相制第10011号  
平成26年5月15日総務大臣  
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

|      |                    |
|------|--------------------|
| 実施期日 | 認可を受けた後、速やかに実施します。 |
|------|--------------------|

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

- 別表2 接続形態  
2 利用者料金設定、請求事業者等  
○ 利用者料金設定事業者の別

| 番号          | 利用者料金設定事業者 |
|-------------|------------|
| A1～D1の9     | (略)        |
| D1の10～D3の10 | (略)        |

新

- 別表2 接続形態  
2 利用者料金設定、請求事業者等  
○ 利用者料金設定事業者の別

| 番号          | 利用者料金設定事業者  |
|-------------|---|
| A1～D1の9     | (略)   |
| D1の9-2      | (7)(イ)以外の区間：中継事業者<br>(イ)発信事業者欄：携帯・自動車電話事業者                |
| D1の9-3      | (7)(イ)以外の区間：中継事業者<br>(イ)発信事業者欄：PHS事業者                     |
| D1の10～D3の10 | (略)   |
| D3の10-2     | (7)(イ)以外の区間：中継事業者（発側から1社目の中継事業者）<br>(イ)発信事業者欄：携帯・自動車電話事業者 |
| D3の10-3     | (7)(イ)以外の区間：中継事業者（発側から1社目の中継事業者）<br>(イ)発信事業者欄：PHS事業者      |

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。